

福崎町コミュニティバス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 福崎町コミュニティバス〔まちなか地区〕運行業務
福崎町コミュニティバス〔郊外地区〕運行業務
- (2) 業務内容 別紙「福崎町コミュニティバス〔まちなか地区〕運行業務委託仕様書」
及び「福崎町コミュニティバス〔郊外地区〕運行業務委託仕様書」のと
おりとする。
- (3) 業務期間 運行開始日から平成27年9月30日まで
運行委託期間は2年数か月間を予定しているが、委託契約は年度ごとに
締結する。来年度以降については、その前年度までにおける事業実績な
どを考慮の上、委託契約を締結する。

2. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 事業者資格として、コミュニティバスの運行開始日までに道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得していること。また、当該区域の運行についての国土交通省の許可・運賃認可・標柱の設置等を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。
- (2) 福崎町での競争入札参加資格を有していること。(平成22・23年度及び平成24・25年度)
- (3) 事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限において、福崎町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (8) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

3. 手続き等

本公募型プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

(1) 担当部署（提出・問い合わせ先）

福崎町健康福祉課（担当：谷岡）

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116-1

TEL：0790-22-0560（内線）351 FAX：0790-22-5980

E-mail：fukushi@town.fukusaki.hyogo.jp

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 資料配付及び閲覧

期 間：平成24年5月11日（金）～平成24年5月29日（火）

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

配布場所：上記（1）に同じ

資料配付を希望する事業者は、名刺を持参すること。

(3) 質問の受付及び回答

提出期限：平成24年5月17日（木）正午まで

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：別添「質問書」により、FAX、電子メール又は持参により提出すること。

回答日：平成24年5月24日（木）

回答方法：FAX又は電子メールにて回答

(4) 企画提案書等の提出

提出期限：平成24年5月29日（火）午後4時まで（必着）

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：持参によること。

4. 企画提案書等の提出書類

企画提案書等の提出に係る提出書類は次に掲げるものとする。

なお、まちなか地区と郊外地区、双方の地域の企画提案書を提出することに差し支えありません。

(1) 企画提案書 原本1部、 副本9部

まちなか地区、郊外地区の双方に企画提案書を提出する場合は、それぞれに原本1部、 副本9部を提出のこと。

・まちなか地区...企画提案書1、企画提案書2

・郊外地区...企画提案書1、企画提案書3

(2) 添付書類 原本1部

まちなか地区、郊外地区の双方に提出する場合は、それぞれに1部ずつ提出のこと。但し、一方は写しでも可。

5. 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、提出された企画提案書を下記の審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た事業者を選定する。

実施日：平成24年6月上旬予定

(1) 審査基準

選考委員 若干名

選考方法

選考委員会（以下「委員会」という）において、各委員の評価を踏まえ、総合的に判断し、まちなか地区、郊外地区それぞれ、最優秀提案事業者1社を候補者として選考する。

なお、応募事業者が1社で、委員会において、その事業者の総合評価が低かった場合は、該当者なしとする。

審査項目

提出された企画提案書一式を審査します。

審査結果の通知

審査結果は、企画提案書提出者全員に書面により通知する。

なお、選考の過程は非公開とし、審査結果について異議を申し立てることはできない。

6. 契約手続き

選定された事業者と協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。

7. その他留意事項

(1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。

提出書類に虚偽の記載があった場合

審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

(4) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。

(5) 書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。